

蒲郡市火災予防条例改正の概要・防火管理の取組み

催し（イベント）を開催するにあたり

（屋内、屋外に係らず）

露店等※¹を開設しますか？

いいえ

はい

露店等の開設数※²は？

火気器具等※³を使いますか？

いいえ

はい

多数※⁴の方が集まりますか？

いいえ

条例による規制は受けません

★条例による規制

消火器※⁵の準備

（火気器具を扱う露店等に対して準備）

露店等の開設届※⁶を提出

（主催者又は露店等を統括する方による提出が望ましいです）

※² 露店等の開設数 ……100店舗以上

かつ

屋外の催しで、

混雑が生じることにより下記のいずれかに該当する場合

- ・ 火災が発生した場合に避難が容易でない
- ・ 初期消火を実施しなければ延焼による被害拡大が大きい
- ・ 消防隊の進入が困難で、主催者等による初期消火が不可欠

注

※¹ 露店等…営利、非営利を問わず、物品の販売、提供、陳列などを行うもの。

※² 出店数…1催しで同時に出店される露店等の最大数。

※³ 火気器具等…別記1参照

※⁴ 多数…集合する方々が、身内や友人のみであるなど、相互に面識がある場合や、個人的なつながりに留まる場合は「多数」に該当しません。

※⁵ 消火器…別記2参照

※⁶ 消防長に提出します。

★条例による規制

「指定催し」として指定

- ・ 防火担当者を選任
- ・ 火災予防上必要な業務に関する計画を作成・提出

（開催14日前までに消防長へ提出）

安全安心な催しの開催のため

蒲郡市消防本部

